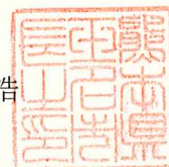


入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び玉名市財務規則（平成17年規則第39号。以下「財務規則」という。）第72条の規定に基づき公告する。

令和7年10月3日

玉名市長 藏原 隆浩



1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 住民税及び固定資産税償却資産課税データ入力等業務委託
- (2) 履 行 場 所 受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
- (3) 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり（仕様書は玉名市ホームページに記載）
- (4) 委 託 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 担当部局

〒865-8501 玉名市岩崎163番地 玉名市役所市民生活部税務課
電話 0968-75-1114 FAX 0968-57-7194
電子メールアドレス zeimu@city.tamana.lg.jp

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 公告日現在で九州管内に本店又は支店・営業所を有していること。
- (2) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 国税、地方税に未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 入札公告の日から契約までの間に玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年告示第103号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当していない（公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない）こと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等及びこれに準じる者として、公共事業からの排除の要請があり、当該状態が継続しているとして不適当であると市長が認める者に該当していないこと。
- (8) 過去2年間に、地方公共団体と種類及び規模を同じかそれ以上の契約実績がありかつこれらをすべて誠実に履行したものであること。

4 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法
本公告の日から令和7年10月28日（火）まで
玉名市ホームページへ掲載するので、必要な申請書等についてダウンロードすること。
- (2) 申請書等の提出方法
入札参加を希望する者は、次に定める書類及びその他の必要書類（以下「申請書等」という。）を作成のうえ提出すること。
 - ア 提出書類及び提出方法
 - ・競争入札参加申込書（様式第1号）
 - ・競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
 - ・入札参加者の同種業務の実績（様式第3号）

- ・玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱に関する誓約書(様式第4号)
- ・国税、地方税の未納のない証明書(公告日から3か月以内に発行されたもの)
 - 国税… 納税証明書(その3の3)
 - 地方税…本店が参加する場合は、本店の所在地がある都道府県及び市町村分
 - 支店・営業所等で参加する場合は、支店・営業所の所在地がある県及び市町村分
- ・その他の必要な書類

提出方法

郵送により提出すること。

- イ 提出期限 令和7年10月28日(火) 午後4時までに必着
- ウ 提出部数 1部とする。
- エ 2の担当部局
- オ 様式の記入については、申請書等提出日時点において記載すること。

5 疑義申出期限及び回答

仕様書等に疑義がある場合は、次に従い書面により提出すること。

- (1) 期 限 令和7年10月10日(金) まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- (2) 方 法 疑義申出書(別紙1)により2の担当部局あてに FAX 若しくは、郵送又は電子メールにて提出すること。ただし、FAX、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。
- (3) 回答期限 令和7年10月17日(金)
- (4) 回答方法 玉名市ホームページにて公開する。

6 入札等

(1) 入札及び開札の日時場所

- ① 郵便入札提出日時 令和7年10月28日(火) 午後4時までに必着
- ② 郵送場所 玉名市役所 税務課
- ③ 開札日時 令和7年10月29日(水) 午前9時
- ④ 開札場所 玉名市役所 税務課

(2) 予定価格 非公表

(3) 最低制限価格 無

(4) 入札書等の提出について

- ① 入札書(様式第5号)等の提出は、郵便による入札とし持参は不可とする。(玉名市ホームページ掲載の【郵便入札における留意事項】を必ず確認のうえ提出すること)
- ② 入札書については、入札者は消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず消費税抜きの金額を記載すること。
- ③ 入札参加者は、入札書記載の金額の内訳を入札内訳書(様式第6号)により作成し必ず提出すること。
- ④ 入札書と入札内訳書に割印をすること。

7 入札保証金 免除

8 落札者の決定方法及び契約

入札参加資格を有する者のうち、予定価格の制限の範囲内で、予定数量で算出した合計金額で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

契約額は、品名毎の1件(回)あたりの単価契約とし、支払いは、単価契約金額に件数(回数)を乗じた額に100分の10に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額による実績払いとする。なお、件数(回数)による1件(回)あたりの単価の変更は行わない。

9 契約保証金 免除

10 入札の無効について

- (1) 玉名市競争契約入札心得第8条に規定する入札
- (2) 3に記載する入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (3) 入札参加資格審査に必要な書類に虚偽の記載を行った者の入札

1 1 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に関する事項
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、返却しない。
 - ウ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - エ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (3) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が3に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (4) 申請書等の提出及び入札にあたっては、玉名市競争契約入札心得に準じて実施するものとし、申請する者はこれを熟読のうえで行うこと。